

建設工事に付帯する測量その他の業務委託における最低制限価格 及び低入札調査基準価格の改正について

建設工事に付帯する測量その他の業務委託の適正な履行を確保するため、国の低入札価格調査基準の改正を踏まえ、当該業務における「最低制限価格」及び「低入札価格調査基準価格」を次のとおり改正することにしましたので、お知らせします。

1 改正内容

国の算定方法に準じ、算定の基礎となる諸経費又は一般管理費等の算入率を下記のとおり改正します。

(1) 測量業務

	①	②	③	④
(現 行)	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	-
(改正後)	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	-

(2) 建築関係コンサルタント業務

今回改正無し

(3) 土木関係コンサルタント業務

	①	②	③	④
(現 行)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
(改正後)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

	①	②	③	④
(現 行)	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
(改正後)	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

[計算方法]

(①+②+③+④) × ランダム係数 (1.0001~1.005) × 消費税及び地方消費税

2 施行日

令和6年11月1日以降に入札を公告し、または指名する業務から適用します。

※問合せ先：技術監理局 契約制度課 (582-2545)